

第●号議案 規約の一部改正について

〇〇区規約の一部を下記のとおり改正する。

改正理由：自治会員の減少と事務執行の円滑化を図るため、副会長が会計を兼ねることとし、役員の定数を明らかにする。

(現行)	(改正案)
第10条 役員は、総会等において会員の中から選任する。 2 前項に掲げる役員は、会長、副会長、会計、評議員、監査員とする。 3 会長、副会長、会計および評議員は監査員を兼ねることはできない。	第10条 役員は、総会等において会員の中から選任する。 2 前項に掲げる役員は、会長1名、副会長兼会計1名、評議員若干名、監査員1名とする。 3 会長、副会長兼会計および評議員は監査員を兼ねることはできない。